【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月30日
【会社名】	株式会社河合楽器製作所
【英訳名】	KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　河　合　弘　隆
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区寺島町200番地
【電話番号】	053-457-1226
【事務連絡者氏名】	取締役副社長　執行役員　河　合　健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル 株式会社河合楽器製作所 東京オフィス
【電話番号】	03-6718-4241
【事務連絡者氏名】	総務人事部 国内総括課（東日本担当）課長　中尾　論
【縦覧に供する場所】	株式会社河合楽器製作所　東京オフィス （東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル） 株式会社河合楽器製作所　名古屋オフィス （名古屋市中区丸の内三丁目５番33号　名古屋有楽ビル） 株式会社河合楽器製作所　大阪オフィス （大阪市中央区備後町三丁目３番９号　備後町コイズミビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2022年６月28日開催の当社第95期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金75円とする。

効力発生日

2022年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１号ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されるので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、定款の一部を変更する。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役に、河合弘隆、伊藤照幸、河合健太郎、日下昌和、牧田春光、牛尾 浩、箕輪匡文、森 直樹、片桐一成及び中村捷二を選任する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

社外監査役２名の補欠監査役に水野進一を選任する。

第５号議案　取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

現行の固定報酬に加え、取締役（社外取締役を除く）を対象として新たに株式報酬制度を導入する。

第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

更新案を承認する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	72,476	985	0	（注）１	可決　98.6
第２号議案	73,416	45	0	（注）２	可決　99.9
第３号議案					
河合　弘隆	51,305	22,156	0	（注）３	可決　69.8
伊藤　照幸	69,266	4,195	0	（注）３	可決　94.2
河合　健太郎	69,286	4,175	0	（注）３	可決　94.3
日下　昌和	69,089	4,372	0	（注）３	可決　94.0
牧田　春光	69,270	4,191	0	（注）３	可決　94.2
牛尾　浩	69,283	4,178	0	（注）３	可決　94.3
箕輪　匡文	69,283	4,178	0	（注）３	可決　94.3
森　直樹	69,280	4,181	0	（注）３	可決　94.3
片桐　一成	69,261	4,200	0	（注）３	可決　94.2
中村　捷二	69,262	4,199	0	（注）３	可決　94.2
第４号議案	73,392	69	0	（注）３	可決　99.9
第５号議案	69,514	3,947	0	（注）１	可決　94.6
第６号議案	47,432	26,023	0	（注）１	可決　64.5

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上